

電気事業法に基づく高濃度P C B含有電気 工作物への対応状況について

令和3年3月19日

- 1. 電気事業法の保安規制に基づく措置**
2. 高濃度PCB含有電気工作物の処理状況について
3. 経済産業省によるこれまでの取組状況について
4. 高濃度PCB含有電気工作物の早期処理徹底に向けた更なる取組

1-1. 高濃度PCB含有電気工作物に対する電気事業法上の措置

- 改正PCB特措法が2016年8月1日、施行。
- 電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品（「高濃度PCB含有電気工作物」という。）については、計画的処理完了期限まではPCB特措法の廃棄義務等の適用除外とされ、電気事業法において相当の措置を講じることとされた。
- このため、電気事業法の保安規制において、技術基準に基づく使用禁止や報告規則に基づく管理状況の届出義務化を措置するとともに、電気工作物の保安監督を担う電気主任技術者に対し、事業所における高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を指示し、高濃度PCB含有電気工作物の早期処理を促進。

➤ 電気設備技術基準（省令）に基づく使用禁止 ⇒P3

➤ 電気関係報告規則（省令）に基づく毎年度の管理状況（廃止予定時期）の届出義務化 ⇒P5、6

➤ 主任技術者内規による掘り起こし（高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認）指示 ⇒P7～9

1-2. 既設の高濃度PCB含有電気工作物の告示期限後の使用禁止

- 高濃度PCB含有電気工作物は、1976年10月16日以前から、当時の電気設備技術基準の改正時の経過措置により、電路での継続使用が認められてきたが、2016年の電気設備技術基準の改正により、告示により区域ごとに使用期限を設定。

➤ **電気設備技術基準（省令）**における**使用禁止の規定**

（電気設備技術基準 附則第2項）

この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているもののうち、別に告示する電気工作物であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から一年を経過した日）以後、第十九条第十四項の規定を適用する。

（注：2016年9月改正により、1997年全部改正時の附則第2項を改正し、ただし書を追加等している。）

＜電気設備技術基準省令に基づく告示で定める期限＞

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	<u>2022年3月31日</u>
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	<u>2021年3月31日</u>
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	<u>2018年3月31日</u>

- ✓ ただし、PCB特措法と同様に、従来より計画的に処分を進めてきた者は、JESCOとの間で特例処分に適用する処分委託契約書を締結した場合には、告示の期限を、一年延長できる。

1. 電気事業法の保安規制に基づく措置
- 2. 高濃度PCB含有電気工作物の処理状況について**
3. 経済産業省によるこれまでの取組状況について
4. 高濃度PCB含有電気工作物の早期処理徹底に向けた更なる取組

2-1. 高濃度PCB含有電気工作物の処理状況について

- 高濃度PCB含有電気工作物の保管状況や処理状況等を徹底するため、**2016年9月に電気関係報告規則を改正**し、高濃度PCB含有電気工作物を有する設置者に対し、**毎年度末時点でのその管理状況を廃止予定時期の明記とともに、翌年度の6月未までの各産業保安監督部（全国10箇所。以下「各監督部」）への届出を義務化。**
- **2018年度末から2019年度末の届出件数**は、一部事業地域を除き、高濃度PCB含有電気工作物は**概ね減少傾向。**⇒P6

(管理状況届出の都道府県ごと、機器種類ごとの全国集計結果)

都道府県名	種類	2019年 3月末	2020年 3月末
北海道	トランス類	0	0
	コンデンサ類	73	55
青森県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	1	6
岩手県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	1	1
宮城県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	2	2
秋田県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	2	2
山形県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	0	1
福島県	トランス類	1	0
	コンデンサ類	5	1
茨城県	トランス類	2	1
	コンデンサ類	75	38
栃木県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	92	46
群馬県	トランス類	1	0
	コンデンサ類	73	25
新潟県	トランス類	1	1
	コンデンサ類	1	3
富山県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	12	13
石川県	トランス類	0	3
	コンデンサ類	10	14
福井県	トランス類	0	1
	コンデンサ類	31	15
山梨県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	40	17
長野県	トランス類	1	2
	コンデンサ類	30	50
北海道事業地域		454	297

都道府県名	種類	2019年 3月末	2020年 3月末
埼玉県	トランス類	0	1
	コンデンサ類	117	38
千葉県	トランス類	2	0
	コンデンサ類	123	75
東京都	トランス類	1	3
	コンデンサ類	402	221
神奈川県	トランス類	0	2
	コンデンサ類	237	132
東京事業地域		882	472
岐阜県	トランス類	1	2
	コンデンサ類	34	67
静岡県	トランス類	3	0
	コンデンサ類	214	82
愛知県	トランス類	4	28
	コンデンサ類	110	590
三重県	トランス類	1	0
	コンデンサ類	8	13
豊田事業地域		375	782
滋賀県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	1	0
京都府	トランス類	0	0
	コンデンサ類	16	2
大阪府	トランス類	0	0
	コンデンサ類	109	21
兵庫県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	27	16
奈良県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	13	0
和歌山県	トランス類	0	0
	コンデンサ類	16	2
大阪事業地域		182	41

※愛知県の届出件数（2020年3月末分）は、大手事業者よりまとめて届出がされたことによる件数増大。

2-2. 電気主任技術者による掘り起こし等

- 「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」を2016年10月25日付けで改正（一部は2016年12月1日施行）し、**電気主任技術者の「職務」に高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認が含まれることを明確化。**
- 更に「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」（以下「PCB内規」）を**2016年10月25日付けで改正施行**し、電気工作物の設置者に対して、電気主任技術者に高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を要求。
- **掘り起こしの進捗管理を行う**ため、経済産業省では、電気管理技術者等の御協力を得て、年次点検等の場を活用し、事業場における高濃度PCB含有廃棄物の有無のサンプル調査を実施。

<実施方法>

電気管理技術者・電気保安協会等の御協力を得て、各都道府県の20事業場（全国で計940事業場）を選定し、電気主任技術者が行った年次点検等の場において、高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認結果を経産省へ御報告。

<実施状況>

平成28年12月から開始し、1年間の実施状況について確認、以後継続して確認を実施中。
上記取組により、直近3カ年で新たに発見された件数は、各事業地域とも概ね減少。⇒P8

サンプリング調査による掘り起こし状況

都道府県	2018年	2019年	2020年
北海道	0	0	0
青森県	0	0	0
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	2	2	1
栃木県	4	3	3
群馬県	8	4	1
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	0	0
福井県	0	0	0
山梨県	7	5	9
長野県	0	0	0
北海道事業地域 計	21	14	14

都道府県	2018年	2019年	2020年
埼玉県	2	1	0
千葉県	0	0	0
東京都	1	1	1
神奈川県	1	1	0
東京事業地域 計	4	3	1

都道府県	2018年	2019年	2020年
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
豊田事業地域 計	0	0	0

都道府県	2018年	2019年	2020年
滋賀県	0	0	0
京都府	0	0	0
大阪府	0	0	0
兵庫県	4	0	0
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
大阪事業地域 計	4	0	0

2-3. 高濃度PCB含有電気工作物の更なる掘り起こし対応

- 各監督部にて把握しているPCB含有電気工作物の届出事業者のうち、届出機器の情報から高濃度PCB含有電気工作物が存する可能性のある事業者を改めて抽出、該当事業者への督促など再精査を実施。
- また、地方環境事務所、関係自治体、JESCO等より共有された情報を基に、高濃度PCB含有電気工作物の存在可能性が高いと思われる事業者には、各監督部において現地調査や立入検査等を実施。
- この結果、高濃度PCB含有電気工作物の件数は、次ページのとおりとなり一部地域では昨年度末と比較し件数が増加する形となった。今後は早期処理について4. の早期処理徹底に向けた取組により、確実に処理促進を進めて行く。⇒**P14**

各事業エリアにおける高濃度P C B含有電気工作物について

※ () については管理状況届出件数

	2020年3月末	2020年2月末
北海道事業エリア	312 (297)	185 (108)
東京事業エリア	624 (472)	446 (237)
豊田事業エリア	569 (569)	626 (118)
大阪事業エリア	258 (41)	72 (10)
合 計	1,763 (1,592)	1,329 (437)

豊田事業エリアの増加理由は、監督部による高濃度PCB存在可能性該当事業者の再精査や関係自治体等からの情報提供により新たに判明したものの。

1. 電気事業法の保安規制に基づく措置
2. 高濃度PCB含有電気工作物の処理状況について
- 3. 経済産業省によるこれまでの取組状況について**
4. 高濃度PCB含有電気工作物の早期処理徹底に向けた更なる取組

3. 経済産業省によるこれまでの取組状況について

- 経産省（本省）や各監督部において、高濃度PCB含有廃棄物の処理促進に向けた取組を実施。

（1）経産省の取組

- ①PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会の開催（資料4－2（別紙）参照）

（2）各監督部における取組

- ①説明会等による制度周知や早期処理に関する広報活動
 - ・電気主任技術者向け説明会など各種会合の活用
 - ・監督部のHPやメールマガジンの活用
 - ・窓口対応時のパンフレット配布や電話対応時の確認
 - ・業界紙（電気保安協会『電気と保安』への掲載）
 - ・監督部主催「電気安全セミナー」開催案内ハガキの活用
- ②PCB含有物の設置者に対する定期調査
 - ・PCB含有物の設置者に対する定期的なフォローアップ（管理状況届出書に基づく未提出者等に対する個別アプローチ）
 - ・PCB含有物設置者のうち、フォローアップに対応しない者に対する個別アプローチ（電話督促、現場出向）
- ③関係機関との連携
 - ・地方環境事務所や都道府県等・政令市との定期的な会合
 - ・電気主任技術者（保安協会や管理技術者等）への協力要請
 - ・電気工事工業会（地方電業協会、電気工事工業会等）への協力要請

1. 電気事業法の保安規制に基づく措置
2. 高濃度PCB含有電気工作物の処理状況について
3. 経済産業省によるこれまでの取組状況について
4. **高濃度PCB含有電気工作物の早期処理徹底に向けた更なる取組**

4-1. 高濃度PCB含有電気工作物の早期処理徹底に向けた取組

- 北九州事業地域において、処分期間後に高濃度PCB廃棄物が発見された事例を受け、経済産業省においても、今後処分期間を迎える他の事業区域において同様の事例が繰り返されることのないよう対策を強化。
- 各監督部においては、電気関係報告規則に基づき届出されている**高濃度PCB含有電気工作物**については、設置者ごとに個別管理を実施。環境省や地方自治体、JESCO等を通じ定期的に処理状況を確認するとともに、処理が遅れている事業者等に対し、現地調査や電気事業法に基づく報告徴収や立入検査を実施。⇒P16
- 行政で把握できていない高濃度PCB含有電気工作物については、①**電気主任技術者**を通じた確認要請、②**環境省、地方自治体、JESCOと連携した周知や現地調査**、③**設置者宛の要請文発出**、各監督部の関係団体を通じた情報発信など制度周知、早期処理への要請を実施。⇒P18

4-2. 電気事業法に基づく行政処分等の実施について

- 電気事業法では、PCB含有電気工作物の新設を禁止するとともに、現在、電路に設置されている高濃度PCB含有電気工作物についても、処分期間までの廃止を措置。
- 経済産業省として、**高濃度PCB含有電気工作物の設置者に対して**は、処分期間までの廃止完了に向け、**使用停止や電路からの取り外しを粘り強く要請**していく。なお、**処分期間後に**（又は特例処分期限日を超えて）**高濃度PCB使用製品が電路に施設されている場合は、技術基準適合維持義務に違反**した状態。
- 電気事業法では、立入検査等により**技術基準適合維持義務に違反している事実が確認され、行政指導によっても改善が見込まれない場合**には、電気事業法第40条の規定に基づき、設置者に対し事業用**電気工作物の使用の一時停止等を命じる**（適合命令）ことで、技術基準への適合を担保。

（1）大阪事業地域における行政処分の実施方針について

現在（2021年3月15日時点）、大阪事業地域の19件の高濃度PCB含有電気工作物については、処分期間である2021年3月31日までの廃止を行うよう粘り強く行政指導を継続。並行して、監督部（近畿支部）においては、立入検査等により処分期間経過後の状況を確認する必要性が高い案件について精査を行っており、4月以降速やかに事実確認を実施、必要な手続を経た上で、適合命令を発出することとしている。

（2）関係機関との連携について

技術基準への適合命令を受けた設置者に対し、地方自治体において速やかな対応が可能となるよう、各監督部等が技術基準適合命令を行う場合は、設置者が所在する地方自治体に対し、速やかに情報提供を行うことで、その事実が確実に覚知されるよう努める。

4-3. 高濃度PCB含有廃棄物の処理促進の取組強化①

- 各監督部における取組を他の監督部へ共有し、取組を推進するとともに、確実に高濃度PCB処理を実現するため、高濃度PCB含有電気工作物の処理状況を各監督部に個別管理し、進捗を定期的に本省でもフォロー。

(1) 制度周知・早期処理の要請

- ・前ページ (2) ①の取組に加え、**各設置者に対する要請文を発出。**
監督部のSNS等を活用し、定期的に情報発信。

- ・**電気主任技術者による電気設備の定期点検時の確認要請**

電気主任技術者に対し、改めて高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認を求める要請文を発出。

←現在、一部監督部で実施している、電気保安協会の会報誌など関係機関紙への掲載依頼、認定学校や工事関係団体への周知依頼、HP以外の情報発信ツール（メルマガ、ツイッター等）の更なる活用による周知を全ての監督部に要請。

(2) PCB含有物の所有者に対する個別アプローチ

- ・**PCB含有物の設置届出者に対しては、個別管理を実施**（管理状況届出書の未提出者など、適切な応答がない者等に対しては、電話督促だけでなく、電気事業法に基づく報告徴収や立入検査も実施）

←現在、一部監督部で実施している、上記の未提出者に対する要請文書郵送による督促、低濃度PCB保有事業者やPCB多数保有事業者に対するヒアリング実施、自治体・JESCO等と関係機関と合同での現地調査実施検討など、確実なPCB処理促進に資する取組について全ての監督部に要請。

4-4. 各監督部の取組状況について

- 2020年5月の緊急事態宣言の解除後、経済産業本省から各監督部に対し、高濃度PCB含有電気工作物の処理促進の強化を要請。
- 各監督部においては、日本電気協会等と連携し、業界紙への掲載やメルマガ、SNSを通じた情報発信を実施。また、PCB届出者から適切な応答がない者等に対しては、監督部において報告徴収や立入検査を実施。

(参考) 中部監督部の取組事例

日本電気協会中部支部発行の業界誌「きらきら (Vol.17)」へのPCB早期処理にかかる記事を掲載 (2020年5月発行)
 発行部数：350部
 会員 (読者層)：電気関連産業、電気工事業、大手ゼネコン、各テレビ局、中部地方に工場を持つメーカー、企業の経営層、電気技術者等

令和2年5月発行 vol.17 DENKI きらきら

経済産業省・中部近畿産業保安監督部から1つ目のお知らせ！

Part1:電気工作物をお持ちの事業者の皆様へ

PCB含有機器の処分期間終了まであとわずか！
 期限内に処分しないと罰則があります！

- 豊田事業エリアの高濃度PCBを含んだ変圧器・コンデンサーなどの処分期間は『令和4年3月31日まで』*。
※ただし、高濃度PCBを含んだ安定器及び汚染物などは『令和3年3月31日まで』。
- こんなことありませんか？ご注意ください！
 ▶ お持ちの建物で知らずに使い続けている。
 ▶ 普使った機器が倉庫等に保管され続けている。
 ▶ 必要な届出を行っていない。
- 処分期間が自っていますので、今一度、PCB含有機器の有無を確認し、確認された場合は必要な手続きをしていただき、適切な処分をお願いします。
廃棄物/フレッド/ホ/塩化/フッ素 (PCB) 廃棄物の期限内処理に向けてより厳格

古い工場やビルをお持ちの方は、必ずご確認ください！
※PCB濃度が分からない場合は、すぐにメーカーにて確認ください！

変圧器・コンデンサー・安定器など

PCB含有機器が見つかった場合は、届出や委託が必要です！

- ①現在使用中の場合 → 電気事業法の届出
- ②倉庫等に保管中の場合 → PCB特措法の届出
- ③廃棄して処分する場合 → PCB特措法の届出 処分業者への委託

お問い合わせ先

中部近畿産業保安監督部
Chubu Kinki Industrial Safety and Hygiene Department

中部地方環境事務所
環境省

(1) 電気事業法の届出 (①) 経済産業省 中部近畿産業保安監督部 電力安全課 052-951-2817

(2) PCB特別措置法に関するお問い合わせ 環境省 中部地方環境事務所 資源循環課 052-955-2132

(3) PCB特別措置法の届出 (②及び③) 【政令市・中核都市】

名古屋市: 廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市: 廃棄物対策課	0565-34-6710
豊橋市: 廃棄物対策課	0532-51-2407
岡崎市: 廃棄物対策課	0564-23-6871
岐阜市: 産業廃棄物指導課	058-214-2170
静岡市: 廃棄物対策課	054-221-1364
浜松市: 産業廃棄物対策課	053-453-6110
長野市: 廃棄物対策課	026-224-7320

【都道府県】

愛知県: 資源循環推進課	052-954-6236
岐阜県: 廃棄物対策課	058-272-8217
三重県: 廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
静岡県: 廃棄物・リサイクル課	054-221-2424
長野県: 資源循環推進課	026-235-7187

4-5. 高濃度PCB含有電気工作物の処理促進の取組強化②

- 更なる高濃度PCB含有電気工作物の処理促進のため、現状行政では把握できていないと考えられる高濃度PCB含有電気工作物に対し、下記の対応を行っていく。
- また4-3.4-4.によるこれまでの取組を継続し、処分期間内の早期廃止を推進していく。

行政が把握出来ていないPCB未届出者等への対応

①制度周知・早期処理の要請

未処理機器が発見された事例では、事業者の多くが**中小企業・小規模事業者**であったことを踏まえ、省内の関係団体を通じ、これら事業者に向けた早期処理にかかる**要請文を発出**。
(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)

②各監督部においては、関係団体等と連携し、業界紙への掲載やメルマガ、SNSを通じて情報発信を実施。

③電気主任技術者等に対しても、使用中機器の**追加発見事例を反映した高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認**について**再周知を実施予定**。

2021年3月4日

中小企業・小規模事業者の皆様へ

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

高濃度 PCB 機器に係る早期処理へのご協力について

平素より、電気設備の安全対策についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中小企業・小規模事業者の皆様が所有されている建物や施設に設置されている電気設備の中には、「高圧電気室」や「キュービクル」と呼ばれる変換設備が設置されている場合があります。特に、古い変換設備の中には、ポリ塩化ビフェニル(PCB)が使用されているものもあり、特にPCB濃度の高い機器(高濃度PCB機器)については、PCB特措法※1により決められた期限※2までの処分が義務づけられています。

一方で、平成30年3月31日に高濃度PCB機器の処分期間を迎えた地域(JESCO北九州事業エリア)では、処分期間終了後に高濃度PCB機器が発見された事例が複数発生しております(事業承継や建物の所有権移転などで所有者が変更となった際に高濃度PCB機器が発見されるケースもあり)。処分期限を過ぎて高濃度PCB機器が発見された場合、事業者の責任にて保管いただくこととなります。

今後、処分期限を迎える他の事業エリアにおいて未処理の高濃度PCB機器が発見されないことがないよう、高濃度PCB機器の有無のご確認と早期の高濃度PCB機器の処理の促進をお願いいたします。今般、過去の高濃度PCB機器の発見事例を踏まえ、事業者様向けにチェックリストを作成いたしましたので、併せてご利用ください。

なお、処分に向けた手続を行うにあたり、種類が分からず、高圧電気室やキュービクル等へ立ち入る必要がある場合は、感電事故の危険性が伴うため、必ず設備の管理を行っている電気主任技術者へ事前にご相談いただくようお願いいたします。